

県外で妊産婦健診等を受けた方へ (償還払いについて)

県外の医療機関で当市の妊産婦・乳児健康診査及び新生児聴覚検査受診票を使用して健診を受診した場合、医療機関の窓口で支払った健診費用を払い戻し(償還払い)いたします。

■対象者

- ①受診日に常陸大宮市に住民票がある方
- ②常陸大宮市の妊産婦・乳児健康診査及び新生児聴覚検査受診票の交付を受けた方

■対象となる健康診査等

- ・妊産婦健康診査
- ・乳児健康診査
- ・新生児聴覚検査

■申請に必要なもの

- ①妊産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査受診料償還払い請求書(窓口でお渡し)
- ②各受診票(健診結果・受診日・医師または助産師の氏名が記載され押印があるもの)
- ③領収書・明細書の原本(医療機関名・受診日・受診者氏名・保険診療を除いた健診料金が明記され、領収印があるもの)
- ④通帳
 - ・妊産婦健康診査：妊産婦本人名義の通帳
 - ・新生児聴覚検査、乳児健康診査：保護者名義の通帳

■申請方法

受診後、申請に必要なものを添えて健康推進課(総合保健福祉センター「かがやき」内)または、各地域センターの窓口へ申請してください。

■払い戻し(償還払い)金額

受診票ごとに市が定めた公費負担限度額と実際に健診費用として支払った額のいずれか少ない額を払い戻し(償還払い)いたします。

※項目にない健診や検査等は、払い戻しの対象となりません。